

内部者登録について

平成 21 年 4 月
オリエント証券株式会社

未公表の重要な情報を知ることができる人が、そのような情報に基づいて当該会社の株式等を売買することはインサイダー取引に該当します。このような取引は市場の公平性、公正性、透明性を損なうものでありますので、法律で禁止され、違反者は刑事罰や課徴金の対象となります。

日本証券業協会では、このようなインサイダー取引を未然に防止するため、内部者登録制度を改定しました。

お客様は、以下に定める上場会社の役員等に該当する場合は、必ず口座開設時にお届出くださいますようお願いいたします。また、お取引開始後に該当することとなった場合や既にお届けいただいた内容が変更になった場合、もしくは、該当されなくなった場合におきましても、いずれも遅滞なく、当社にご連絡をお願いいたします。

1. 上場会社の取締役、会計参与、監査役、執行役（以下「役員」といいます。）
2. 上場会社の親会社または子会社の役員
3. 第 1 号または第 2 号の役員を退任されてから 1 年以内の方
4. 上場会社の役員の配偶者および同居者
5. 上場会社の執行役員その他役員に準ずる役職にある方
6. 上記のほか、上場会社に勤務されている方
7. 上場会社の親会社または子会社の執行役員その他役員に準ずる役職にある方
8. 上記のほか、上場会社の親会社または子会社に勤務されている方
9. 上場会社の親会社または子会社
10. 上場会社の大株主

- ※ 上場会社には、店頭売買有価証券もしくは取扱有価証券を発行する会社を含みます。
- ※ 大株主は、直近の有価証券報告書、半期報告書または四半期報告書記載の大株主とします。
- ※ 複数の項目に該当されているお客様は、その全てにつきお届出をお願いします。
- ※ 日本証券業協会の「内部者情報システム」との照合の結果、お客様が内部者に該当することが判明した場合は、当社の判断で当該銘柄のお届出があったものとして取り扱わせていただきますので、あらかじめご了承ください。

当社は、上記のお届出またはご連絡に基づき、内部者登録カードを作成することによりお客様のインサイダー取引の未然防止を図っております。どうか制度の趣旨をご理解いただき、内部者に関するご登録にご協力くださいますようお願い申し上げます。

内部者登録についてのご質問、お届出内容のご確認、お届出内容のご変更等ございましたら、担当者または当社監査部（Tel. 03-3272-1084）までご連絡ください。

以 上